

「すべての県民が日本一暮らしやすいと  
実感できる埼玉」の実現に向けた提案・要望

＜針路別提案・要望＞

針路7 誰もが活躍し共に生きる社会の実現

# ■障害者の自立・生活支援



## 1 重度心身障害者に対する公費負担医療制度の創設



要望先 : 厚生労働省  
県担当課 : 国保医療課

### ◆提案・要望

- (1) 地方単独事業として全都道府県で実施されている重度心身障害者に対する医療費助成について、国として身体・知的・精神障害者を対象とした統一した公費負担医療制度を創設すること。
- (2) 未就学児までを対象とする医療費助成の現物給付実施に伴う国民健康保険の国庫負担金減額措置は平成30年度に廃止されたが、未就学児以外に対する減額措置も直ちに廃止すること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 重度心身障害者に対する医療費助成制度は、経済的基盤の弱い重度心身障害者やその家族の経済的・精神的負担の軽減に大きく寄与している。
- ・ 一方、この制度は地方単独事業であるため、各都道府県で受給対象者や助成対象範囲・助成方法などが異なっており、制度に不均衡が生じている。
- ・ また、市町村が現物給付を行う場合、未就学児までを対象とする医療費助成については平成30年度から国民健康保険の国庫負担金減額措置が廃止された。しかし、未就学児以外を対象とする医療費助成については減額措置が継続されている。

### ◆参考

○埼玉県の重度心身障害者医療費の助成状況

医療費支給対象	身障手帳：1～3級 療育手帳：マルA、A、B 精神手帳：1級（精神病床への入院費用は助成しない） 後期高齢者医療制度の障害認定者 ※ 平成27年1月以降に65歳以上で新たに障害者手帳を取得した場合は対象外。 ※ 平成31年1月からの新規申請者を対象に所得制限あり。令和4年10月から全受給者に対して所得制限を導入。
医療費支給方法	償還払い
令和3年度予算	5,733,100千円
令和2年度実績	対象者：129,007人      支給件数：3,148,284件 市町村支給額：12,455,806千円      県補助額：5,465,844千円

○制度の不均衡の例（令和3年4月1日現在）

項目	状況（都道府県数）
精神障害者	1級のみ対象：23、1～2級：8 その他(別制度等)：6、対象外：10
所得制限	あり：42、なし：5
自己負担金	あり：28、なし：19

## 2 障害者支援制度の見直し



要望先：厚生労働省  
 県担当課：障害者支援課

### ◆提案・要望

- (1) 障害福祉サービスの報酬については、令和3年度報酬改定において、障害者の重度化・高齢化を踏まえ、強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者に対する支援を充実するため見直しが行われたが、障害者が安心して暮らしていくために必要なサービスが適切に提供されるよう、報酬改定の効果を検証し、更に必要な見直しを行うこと。
- (2) 県及び市町村が実施する地域生活支援事業について、定められた補助率を守ること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 障害福祉サービスの利用者が高齢化・重度化し、医療的ケア等を必要とする利用者も増加している。また、強度行動障害など処遇困難者への対応も求められている。
- ・ 令和3年度報酬改定の効果を検証し、報酬の見直しを行う必要がある。
- ・ 地域生活支援事業については、令和2年度の国の補助金の充当率が県40%、市町村35%と本来の補助率50%を大きく下回っており、県と市町村の超過負担が生じている。
- ・ 計画相談支援が円滑に実施されるために、時間や労力に見合った報酬体系に見直す必要がある。

### ◆参考

○本県における医療的ケア児数（市町村調べ）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
医療的ケア児(人)	350	374	446	490	523

※各年度4月1日時点。

○各事業所・施設の推移

(各年度1月31日現在)

種別		令和2年度	令和3年度	増減数
生活介護	か所数	460	484	24
	定員数	14,216	14,891	675
グループホーム等	か所数	1,133	1,291	158
	定員数	6,702	7,590	888
施設入所支援	か所数	102	103	1
	定員数	6,277	6,307	30
計	か所数	1,695	1,878	183
	定員数	27,195	28,788	1,593

○地域生活支援事業に対する国の補助金の充当率

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	本来の補助率
県	25%	32%	35%	30%	40%	50%
市町村	33%	33%	32%	31%	35%	50%

### 3 発達障害児への支援【一部新規】



要望先：厚生労働省  
県担当課：障害者福祉推進課

#### ◆提案・要望

- (1) 専門的な診療ができる医師が安定的に確保されるよう、専門的に発達障害の診療及び発達支援を行うことができると認める医療機関においては、算定が2年間に限られている「小児特定疾患カウンセリング料」の年数制限を廃止すること。
- (2) 発達障害を理解し適切に支援できる人材を育成するため、財政措置を充実させること。
- (3) サービス等報酬改定により、作業療法士等の専門職を配置する事業所に報酬を加算する制度が創設・拡充されたが、発達障害の特性に応じた支援ができる専門職を充足させるため、報酬改定の効果を検証し、さらに必要な見直しを行うこと。
- (4) 「障害児通所支援」という言葉に抵抗感を持ち、発達に特性がある子どもに障害児通所支援のサービスを受けさせることを躊躇する保護者もいることから、その子どもが取り残されることなく必要な支援が受けられるよう、児童福祉法等を改正し、「子ども発達支援」等の別の言葉に改めること。
- (5) 地域生活支援事業に基づき市町村が行う「巡回支援専門員整備事業」を必須事業とし、適切な財政措置を講ずること。

#### ◆本県の現状・課題等

- ・ 文部科学省の調査結果(※)によると、学習面や行動面で著しい困難のある子供の割合は6.5%とされ、本県の15歳未満人口に当てはめると、特性に応じた一定の支援が必要な子供は約60,000人となる。

#### <診療報酬の見直し等>

- ・ 発達障害の早期発見・早期支援は、発達障害児が抱える生きづらさや保護者の不安を軽減させるとともに、当該児童が周囲からの理解を得ながら社会への適応を進めていくためにも極めて重要なことである。
- ・ 発達障害者支援法においても、できるだけ早期に適切な発達支援を行うことが特に重要なこととされており、早期発見・早期支援のために必要な措置を講じることは、国及び地方公共団体の責務とされている。
- ・ しかしながら、発達障害に関し専門的な診療ができる医師や医療機関は不足しており、全国的に発達障害の診断にかかる初診待機の長期化が課題となっている。
- ・ また、早期発見・早期支援の実現には、発達障害児の診断・療育等に携わる医師や作業療法士等の人材を育成し、身近な地域において、発達障害の特性に応じた支援ができる体制づくりが不可欠となっている。

- ・ さらに、児童福祉法に基づく「障害児通所支援」において支援を受けるケースも増加している。令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、専門職を配置する事業所には報酬が加算されることとなったが、その効果を検証する必要がある。
- ・ ついては、専門的な診療ができる医師の確保や地域における発達障害児の診療体制の構築を更に推進するため、診療報酬の見直し、人材育成のための財政措置、障害福祉サービス等報酬改定の効果の検証を求めるものである。

#### <児童福祉法等の改正>

- ・ 発達に特性がある子供には、なるべく早く専門的な支援を行うことが重要である。
- ・ 県では、発達に特性がある子どもに作業療法士等の専門職が支援を行う「地域療育センター」を、社会福祉法人等に委託し、県内9か所に設置している。
- ・ 地域療育センターでは、障害児通所支援の支給決定を経る必要がないため、保護者が子供の障害を受容できなかったとしても、必要な支援を受けることができる。実際に、年間約1万人の利用者のうち、約8割は支給決定を受けていない利用者である。
- ・ 一方で、児童福祉法に基づく「障害児通所支援」のサービスを受けるためには、「障害児支援利用計画」を策定し、「障害児通所給付費」の支給決定を受けなければならないが、「障害児」という言葉に抵抗感を持ち、子供の障害を受容することが困難な保護者が、サービスの利用を躊躇することも少なくない。
- ・ そうした保護者の子供であっても取り残されることなく、地域で必要な支援を受けられるようにするため、「障害児通所支援」を「児童発達通所支援」に改めるなど児童福祉法等の改正を求めるものである。

#### <巡回支援専門員整備事業>

- ・ 本県では、発達障害に係る人材育成研修を受講した保育士等を現場で支援し、専門的な支援につなぐなどの取組を支援するため、平成23年度から県の単独事業として、作業療法士等の専門職による保育所・幼稚園等への巡回支援事業を実施してきた。
- ・ 平成25年度から、保育所等への巡回支援事業は地域生活支援事業の「巡回支援専門員整備事業」として市町村が実施する事業に位置付けられたことから、本県ではそれまで実施していた県単独事業を平成28年度から市町村に移管した。
- ・ しかし、「巡回支援専門員整備事業」は地域生活支援事業の任意事業とされており、国からの補助金も十分に配分されないことから、市町村からは必要な事業が実施できるよう制度の見直しを求める意見が出ている。

※ 文部科学省「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」（平成24年12月公表）中、「質問項目に対して担任教員が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合」

## 4 軽度・中等度難聴児に対する補装具費（補聴器）の支給



要望先：厚生労働省  
県担当課：障害者福祉推進課

### ◆提案・要望

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対しても適切な支援が実施できるよう、補聴器購入費用の助成について、国として措置すること。

### ◆本県の現状・課題等

- 令和元年6月に、厚生労働省と文部科学省が共同で取りまとめた、「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト報告」では、難聴児に対する早期支援の取組の促進が極めて重要としている。
- 聴覚に障害を有する児童は、言語・コミュニケーション能力などの発達や、教育の場における学習上の困難を抱えているが、補聴器を早期に装着することでこうした困難さは大幅に軽減されると言われている。
- しかし、身体障害者手帳を交付できる認定基準に達していない軽度・中等度難聴児については、補聴器購入の費用に対する公費支援がなく、全額自己負担とされているため、こうした児童を養育している多くの若年層世帯にとっては、補聴器の購入が大きな経済負担となる。
- そこで、本県では、平成24年度から軽度・中等度難聴児に補聴器の購入費用の助成を行う市町村に対して、その事業費の一部を補助する制度を設けたところ、平成27年度には県内全ての市町村がこうした補助事業を実施するに至っている。
- このような補助事業は全国的に拡大しており、平成29年度には全ての都道府県で実施している状況にあることから、国が補装具費として全国统一の基準で助成をすべきである。

### ◆参考

○身体障害者手帳所持者に対する障害者総合支援法における財政負担  
国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

○軽度・中等度難聴児に対する補助事業を実施する都道府県の推移

	23年度以前	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度以降
補助実施 都道府県数	7	13	30	36	43	45	47

○補聴器購入費用例（両耳）

- 軽度・中等度難聴用耳かけ型 112,148円
- FM型 396,228円

## 5 障害者差別解消法の円滑な運用のための支援



要望先 : 内閣府  
県担当課 : 障害者福祉推進課

### ◆提案・要望

- (1) 障害者差別解消法の円滑な運用に支障がないよう必要な財源を確保すること。
- (2) 国として率先して法の普及啓発を進めるとともに、不当な差別的取扱い及び合理的配慮については、考え方だけでなく、具体的な判断基準を示すこと。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 現在、障害者差別解消法では、障害者に対する不当な差別的取扱いを禁止するとともに、合理的配慮の提供を、地方公共団体には義務付け、民間事業者には努力義務としており、地方公共団体では、啓発活動、相談及び紛争防止等のための体制整備、障害者差別解消支援地域協議会の運営など財政負担が増大している。
- ・ 令和3年通常国会において改正障害者差別解消法（民間事業者による合理的配慮の提供の義務化、相談に対応する人材の育成・強化など）が令和3年5月28日に成立し、6月4日に公布、3年を超えない範囲内に施行される。これにより、地方公共団体では、民間事業者に対する普及啓発、相談及び紛争防止等のための体制整備、人材育成及び確保などの対応のため、これまで以上に財政負担が増大することが見込まれる。

については、地方公共団体が行う事業に対して、国での財源措置を講じる必要がある。

また、社会全体への法の浸透が不十分な状況であり、より一層の普及啓発を進めなければならないが、必要な啓発活動を行う義務は国及び地方公共団体に課せられており、国も地方公共団体任せではなく、率先して普及啓発を進める必要がある。

さらに、国が基本方針等において示している、不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方だけでは、不当な差別的取扱いに該当する行為や、合理的配慮における過重な負担とはどの程度のものが認められるか、判断が難しい状況にあるため、国において具体的な判断基準を示す必要がある。

### ◆参考

#### ○改正障害者差別解消法案の概要

- ・ 民間事業者による合理的配慮の義務化
- ・ 相談支援体制の拡充
- ・ 人材の養成及び確保
- ・ 地域における差別事例の収集、整理など

#### ○改正障害者差別解消法案による合理的配慮の提供の扱い

	現行	改正後
地方公共団体	義務	義務
民間事業者	努力義務	義務

## 6 レスパイトケアなど在宅障害児・者を介護する家族（ケアラー）への支援の充実【一部新規】



要望先：厚生労働省  
県担当課：障害者支援課

### ◆提案・要望

- (1) 医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者を介護する家族（ケアラー）が定期的にレスパイトケアを利用するためには、医療型短期入所事業等の事業所数の拡大が必要なので、報酬を引き上げること。
- (2) 医療的ケアを必要とする児童が入院した場合における家族の負担軽減のため、入院時における居宅介護の利用などの支援策を創設すること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 医学や医療技術の進歩に伴い、地域で暮らす、人工呼吸器等の医療的ケアが必要な重症心身障害児・者が増加しており、在宅で介助する家族の精神的、身体的負担が非常に重い状況にあるが、その家族が利用できる社会資源やサービスは極めて限られている。
- ・ 医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者とその家族が地域で安心して生活していくためには、定期的なレスパイトケア利用のため、ニーズに対応できる障害福祉サービスを拡大させる必要がある。
- ・ また、医療的ケアを必要とする児童が入院した場合に医療機関から保護者に付添介助を求められる場合がある。平成30年4月に病院等に入院中の重度訪問介護サービスの提供が制度化されたものの、対象や支援内容が限定されている。

### ◆参考

#### ○報酬改定について

医療型短期入所の基本報酬等が引上げられたが、依然として医療保険による小児入院医療管理料（診療報酬）とは開きがある。

（令和4年度）

・ 医療型短期入所報酬＝36,200円/日

・ 小児入院医療管理料＝52,030円/日

※それぞれ各種加算含む

重度訪問介護については、平成30年度の報酬改定で、病院、診療所及び介護老人保健施設等に入院又は入所をしている障害支援区分6の利用者に対して、重度訪問介護の中で病院等におけるコミュニケーション支援等を行った場合の基本報酬が新設されたが、利用者の状態等を熟知しているヘルパーによる直接支援は認められていない。

また、15歳未満の障害児はサービスの対象外となっている。

#### ○本県における在宅の重症心身障害児・者数（令和3年4月1日現在）

重症心身障害者（超重症含む）	1,802人
重症心身障害児（超重症含む）	1,000人

## 7 身体障害者補助犬健康管理費の助成制度の創設【新規】



要望先 : 厚生労働省  
県担当課 : 障害者福祉推進課

### ◆提案・要望

障害者の社会参加を推進するため、身体障害者補助犬の健康診断や予防接種、疾病の治療等の補助犬の健康管理に係る費用を補助犬ユーザーに助成するための、新たな国庫補助制度を創設すること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 本県の補助犬実働頭数は54頭であり内訳は、盲導犬46頭、介助犬3頭、聴導犬5頭となっている（令和3年10月厚生労働省調査）。
- ・ 本県では補助犬の健康診断や予防接種、疾病の治療に要する医療費等の健康管理費用のうち、厚生労働省策定の「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」に定められているものについて、県単独で1頭あたり上限3万円の補助金を交付している。
- ・ しかし、医療費が上限を超える場合には、補助犬ユーザーに十分な助成をすることができない状況にある。
- ・ 全国的にも、同種の助成事業を実施している県はごく少数であり、いずれも地方単独事業として実施している。
- ・ 身体障害者補助犬法第22条において、補助犬ユーザーは補助犬の体を清潔に保つとともに、予防接種、検診の受診により公衆衛生上の危害を生じさせないよう努める必要があると規定されていることから、補助犬の保健や衛生管理に伴う経済的支援は、国と地方公共団体双方の責務と考えられるが、現状では、本県を含め、全国的に十分な支援が行われているとは言いがたい。
- ・ さらに、補助犬ユーザーが飲食店等の施設を利用する際の入店拒否等の事案を無くしていくためには、補助犬が健康で衛生的な状態に保たれていることが必要不可欠であると考えられる。
- ・ 補助犬の健康管理に必要な経済的支援を行い、障害者の一層の社会参加を推進していくため、補助犬の健康管理費用を助成するための新たな国庫補助制度を創設する必要がある。

### ◆参考

- 令和3年(R3.1～R3.12)申請における県内の補助犬1頭あたりに要した健康管理費用の平均金額  
・ 約 58,000 円
- 令和3年に3万円を超える健康管理費を要した頭数  
・ 54 頭中 40 頭 (74%)
- 令和3年6月に本県が調査したところ、補助犬の健康管理費の助成を実施している都道府県は、本県を含め7県であった。

# ■人権の尊重



## 1 インターネット上の人権侵害情報の拡散防止



要望先 : 総務省、法務省  
県担当課 : 人権・男女共同参画課

### ◆提案・要望

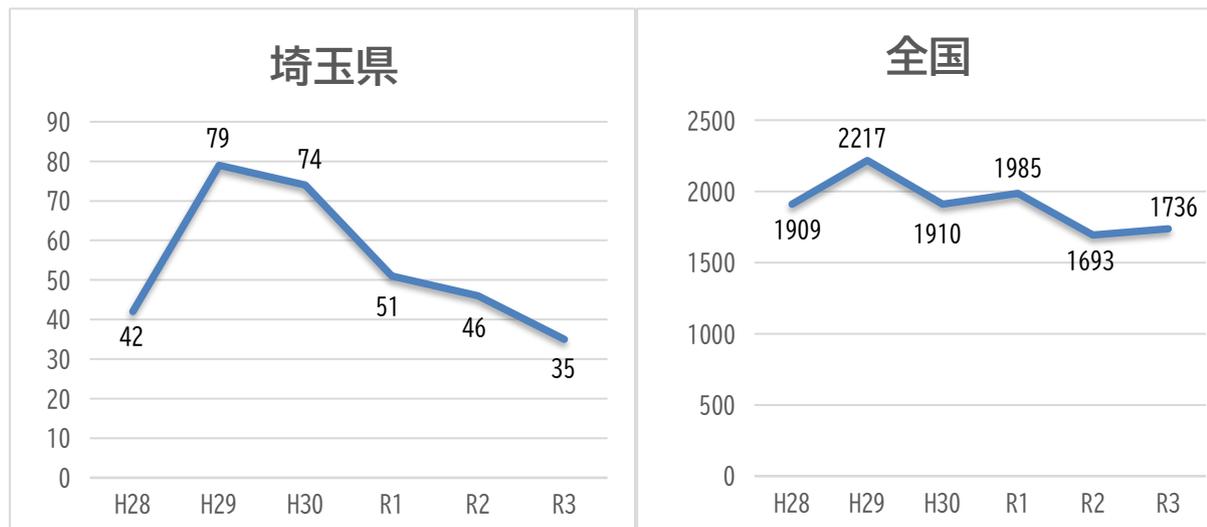
- (1) 国自らが全国一律のインターネットモニタリングを行い、インターネット上の人権侵害情報の早期発見、早期削除に努め、人権侵害情報の拡散を防止するための対策を講ずること。
- (2) プロバイダ責任制限法を改正するなど、インターネット上の不特定多数の者に対する差別を助長又は誘発する情報を速やかに削除できるよう実効性のある法律制度を早期に整備するとともに、プロバイダ事業者等業界団体の取組をさらに支援することで、人権が侵害された被害者の救済を迅速に行えるための対策を講ずること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 情報化社会の進展に伴い、インターネットを利用した差別を助長あるいは誘発する情報の掲載など不特定多数の者に対する人権侵害が発生し、年々増加している。
- ・ 本県においても、さいたま地方法務局が人権侵犯事件としてインターネットに係る救済手続を行った件数が高い水準で推移している。
- ・ インターネットは伝播性が強く、深刻な被害を生じやすいが、人権侵犯事件として救済手続を開始する場合は、特定の被害者や関係機関等からの情報に基づき行うとしている。
- ・ インターネット上の部落差別をはじめとする差別的な書き込みの問題については、インターネットの特質上、監視する対象は全国に、更にプロバイダ等の管理者にいたっては海外に及んでいる。
- ・ 人権侵犯事件調査処理規程による法務省からプロバイダへの削除依頼は強制力がない。
- ・ 改正されたプロバイダ責任制限法では、被害者が発信者を特定するための開示請求が簡素化されたが、不特定多数の者に対する差別を助長あるいは誘発する情報は対象外である。
- ・ 平成 29 年 3 月に、プロバイダ業界団体は「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の解説」を改正し、「特定の地域が同和地区であるなどと示す情報」を他者に対する不当な差別を助長する行為に追加したが、事業者の自主的な取組に留まっている。

◆参考

○インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件（開始）の推移



## 2 DV被害者等支援を行う民間団体への援助・支援体制の確保



要望先 : 内閣府、厚生労働省  
県担当課 : 人権・男女共同参画課

### ◆提案・要望

- (1) 地方公共団体による民間団体への委託事業及び補助制度を通じて民間団体の財政支援を強化するため、「児童虐待・DV対策等総合支援事業」のうち、「DV被害者等自立生活援助事業」について、対象拡大及び補助率の拡充を図ること。
- (2) 民間団体の人材不足対策として、地方公共団体が実施する民間団体スタッフ育成のための事業に対し、財政支援措置を講ずること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 地方公共団体においては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、並びに売春防止法に基づき、DV被害者等からの相談対応や一時保護、一時保護後の自立支援等、DV被害者等の支援・保護に取り組んでいるところである。
- ・ 一方、新型コロナウイルス感染症の拡大によりDVの深刻化が懸念され、相談件数が増加する中、児童虐待対応との連携強化、継続的な自立支援など、地域でDV被害者等の事情に応じ、柔軟な支援を実施している民間シェルター・ステップハウス（以下、民間シェルター等）の役割が非常に重要となっており、地方公共団体の被害者支援において、民間シェルター等の運営団体（以下、民間団体）との連携は不可欠となっているものの、民間団体は財政基盤が弱い厳しい運営状況におかれている。
- ・ しかし、国庫補助事業である「DV被害者等自立生活援助事業」では、民間シェルター等の施設を維持するために必要な経費（建物の賃借料や改修・修繕費用、光熱水費等）が補助の対象となっていない状況にある。
- ・ 本県においては、民間団体への委託事業や補助金交付により財政支援を行っている。安定的かつ十分な支援を継続するには国庫補助事業による補助対象の拡大と補助率の拡充が不可欠である。
- ・ また、民間団体の多くは、スタッフの高齢化や人材不足の課題も抱えており、今後の民間団体を支えていく人材の育成が急務となっている。
- ・ 本県では、民間団体スタッフ育成のための事業を実施しているが、より効果的な事業を継続的に実施していくためには、国による財政支援措置が必要である。

### 3 婦人保護事業及び婦人相談所の在り方



要望先 : 内閣府、厚生労働省  
県担当課 : 人権・男女共同参画課

#### ◆提案・要望

- (1) 婦人保護事業の対象者は時代の変化に合わせて拡大しているが、根拠法である売春防止法の規定については、制定以来、基本的な見直しは行われておらず、法律が実態にそぐわなくなっていることから、様々な困難を抱える女性の支援を包括的に行うため、売春防止法の抜本的な見直しを早急に行うこと。
- (2) 多様で複合的な困難を抱える女性の支援を365日24時間体制で行う婦人相談所の業務に即した職員配置基準に改めるとともに全国共通の指標となる一時保護の基準を示すこと。また、そのための財政措置を行うこと。

#### ◆本県の現状・課題等

- ・ 婦人保護事業は、昭和31年制定の売春防止法に基づく「要保護女子」の「保護更生」を図る事業として始まったが、その後、社会経済情勢の変化を踏まえ、支援ニーズが多様化している。
- ・ 配偶者暴力防止法が制定され、DV被害者が婦人保護事業の対象とされた後、次々と発出される通知によりストーカー被害者や人身取引被害者、家庭破綻や生活困窮等の困難な問題を抱える者等徐々に対象者が拡大し、それとともに婦人相談所が担う機能や役割もますます重要なものとなっている。
- ・ しかしながら、根拠法である売春防止法の規定については、制定以来、基本的な見直しは行われておらず、法律と実態がそぐわなくなってきた。
- ・ 都道府県が設置義務の婦人相談所については、現在の職員配置基準も売春防止法に基づいたものとなっており、各関連通知に対応できる体制となっておらず、脆弱な体制となっている。
- ・ また、困難な問題を抱える女性の自立支援に当たっては生活保護、母子福祉、生活困窮者自立支援等、市町村が権限や資源等を有しており、市町村の支援は不可欠であるが、売春防止法には市町村の責務や役割についての規定がなく、婦人相談員の設置は任意となっている。令和2年度現在、県内で婦人相談員を設置している市は37.5%に留まっている（町村については、県福祉事務所に設置）ため、市町村における女性支援に大きな格差が生じている。
- ・ こうした状況を踏まえ、国においては婦人保護事業における運用面の改善に向けた当面の対応として「婦人保護事業の運用面における見直し方針について」（令和元年6月21日）を示し、婦人保護事業の対象者の拡大を図るため、他法他施策優先の取扱いの見直しなどが示されたが、職員配置基準については見直されていない。
- ・ 一方、婦人相談所は、DV防止法に基づくDV被害者保護支援の中核機関として、現状はDV被害者保護が一時保護入所者の大半を占めており、施設の秘匿性等の観点から支援の方向性が異なる、DV被害者以外の者の保護が困難となっている。
- ・ 上記により、必要とされている現状の婦人保護事業に対応した職員配置基準への見直しと、そのための財政措置、並びにDV被害者とそれ以外の女性の保護を円滑に実施できる新たな一時保護基準が必要となっている。

## 4 日本人拉致問題の早期解決



要望先：内閣官房、外務省  
県担当課：社会福祉課

### ◆提案・要望

- (1) 北朝鮮に対しては粘り強く交渉を行い、早急に全ての拉致被害者等の生存確認及び帰国の実現を図ること。
- (2) 北朝鮮による拉致の疑いが排除されない行方不明者については、調査・事実確認を行い、拉致被害者として速やかに認定すること。
- (3) 朝鮮半島有事の際には、米国をはじめ関係諸国と連携して、拉致被害者等の安全確保にあらゆる手立てを尽くすこと。
- (4) 政府認定拉致被害者とその家族には、帰国後、平穏な生活を送ることができるように給付金支給など十分な対応をとり、生活再建を図ること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 平成14年9月の日朝首脳会談で北朝鮮が拉致を認め、平成16年までに拉致被害者5人とその家族8人が帰国して以降、新たな帰国者はない。
- ・ 平成30年6月、平成31年2月の米朝首脳会談で日本人拉致問題が取り上げられ、日朝首脳会談の開催が期待されたが、現在まで開催されず、問題解決の糸口がつかめない状況である。
- ・ 本県には拉致被害者田口八重子さんや拉致の可能性を排除できない多くの方々があり、その御家族も高齢であることから、外交交渉により帰国の早期実現を図りたい。

### ◆参考

○拉致被害者・拉致の疑いが排除されない行方不明者（埼玉県関係者）

